


介護報酬の算定構造

介護サービス

:平成22年4月以降算定不可能となるものを示す。
(平成22年3月までの請求は可能)

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注 身体介護の (1) - (3) に引き 続き生活援助 を行った場合	注 3級訪問介護 員により行わ れる場合 ()	注 2人の訪問介 護員等による 場合	注 夜間若しくは 早朝の場合又 は深夜の場合	注 特定事業所加 算	注 特別地域訪問 介護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	注 緊急時訪問介 護加算
イ 身体介護	(1) 30分未満 (254単位)	30分を増すご とに +83単位 (249単位を 限度)	x 70 / 100	x 200 / 100	夜間又は早朝の 場合 +25 / 100 深夜の場合 +50 / 100	特定事業所加算 () +20 / 100 特定事業所加算 () +10 / 100 特定事業所加算 () +10 / 100	+15 / 100	+10 / 100	+5 / 100	1回につき +100単位
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)									
	(3) 1時間以上 (584単位に30分を増すごとに +83単位)									
ロ 生活援助	(1) 30分以上1時間未満 (229単位)									
	(2) 1時間以上 (291単位)									
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 100単位)										
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)										


： 特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
平成22年4月以降、3級訪問介護員が指定訪問介護を行う場合については、当該単位数を算定できない。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明

+	単位	所定単位数	+	単位
-	単位	所定単位数	-	単位
x	/ 100	所定単位数	x	/ 100
+	/ 100	所定単位数	+	所定単位数 x / 100

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:平成22年4月以降算定不可能となるものを示す。
(平成22年3月までの請求は可能)

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員 により行われる 場合()	注 特別地域介護予 防訪問介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事 業所加算	注 中山間地域等に 居住する者への サービス提供加 算
イ 介護予防訪問介護費 ()	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 1,234単位)	× 80 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 介護予防訪問介護費 ()	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 2,468単位)				
ハ 介護予防訪問介護費 ()	要支援2 週2回を超える程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者 (1月につき 4,010単位)				
二 初回加算 (1月につき + 200単位)					

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

平成22年4月以降、3級訪問介護員が指定介護予防訪問介護を行う場合については、当該単位数を算定できない。


【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	所定単位数	+	単位
-	単位	所定単位数	-	単位
×	/ 100	所定単位数	×	/ 100
+	/ 100	所定単位数	+	所定単位数 × / 100

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:平成22年4月以降算定不可能となるものを示す。
(平成22年3月までの請求は可能)

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員 により行われる 場合()	注 24時間通報対 応加算
イ 夜間対応型訪問介護費 ()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,000単位)	× 70 / 100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 381単位)		
	随時訪問サービス費() (1回につき 580単位)		
	随時訪問サービス費() (1回につき 780単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費()	(1月につき 2,760単位)		
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算() (1回につき 12単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算() (1月につき 84単位を加算)		

平成22年4月以降、3級訪問介護員が指定夜間対応型訪問介護を行う場合については、当該単位数を算定できない。

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	所定単位数	+	単位
-	単位	所定単位数	-	単位
×	/ 100	所定単位数	×	/ 100
+	/ 100	所定単位数	+	所定単位数 × / 100